

## 公益目的事業財産(認定法5⑯,18)

今回は、認定法に定められた公益目的事業財産の内容について概説する。

### (ポイント)

- 公益目的事業財産の意義、内容
- 不可欠特定財産の意義、内容

### 1. 公益目的事業財産

#### (1) 公益目的事業財産

公益目的事業財産とは、公益社団・財団法人の財産のうち、公益目的のために消費される財産をいう。具体的には、①公益目的事業からの収入や寄附金、②収益事業等から得られた利益の2分の1以上、③さらに特例民法法人から移行された公益目的事業のために使用する財産(土地・建物、金融資産等)も含まれる。

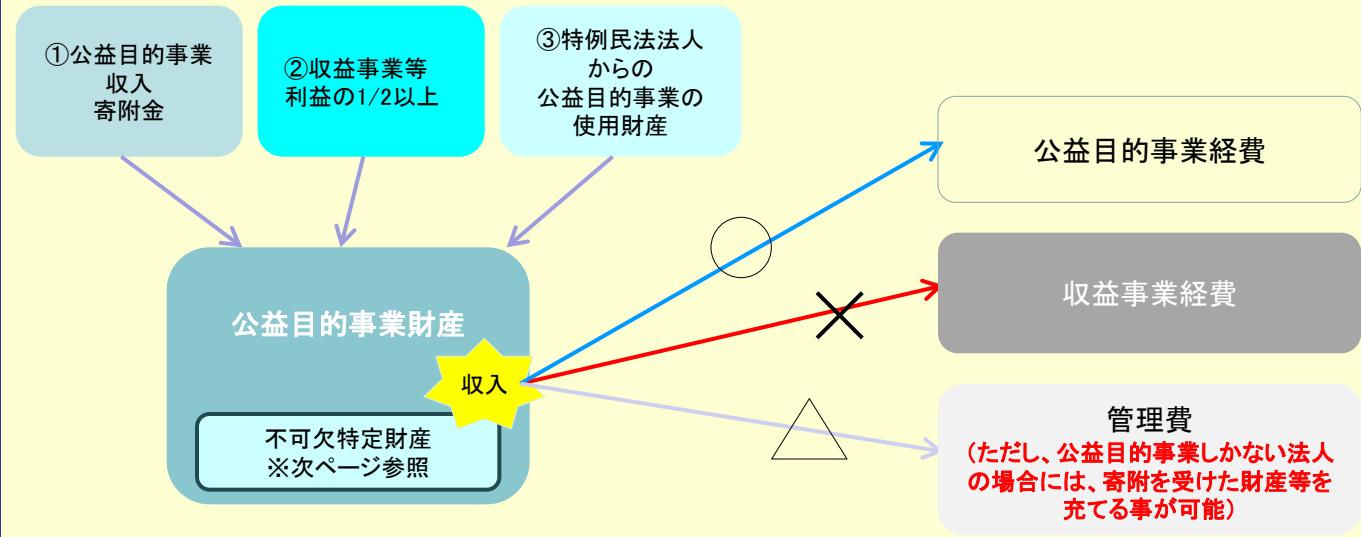
#### (2) 公益目的事業財産の使用と処分

公益法人は公益目的事業を行うために公益目的事業財産を使用または処分しなければならない。

公益認定の取消時には、公益目的事業財産の残額を他の公益団体等に贈与することが求められている。またこれは、移行後認定が取り消されて一般社団・財団法人になった場合も同様である。なお、公益目的事業のみを実施する法人は、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については公益目的事業財産には含めないことができる。

### 2. 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(不可欠特定財産)

不可欠特定財産とは、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、当該法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をいう。法人において認定申請時に不可欠特定財産と定めて、実際に公益目的事業に認定されなかった事業の用に供されていたり、その財産が不可欠特定であるとは認められない場合には、当該財産は不可欠特定財産とはならない。

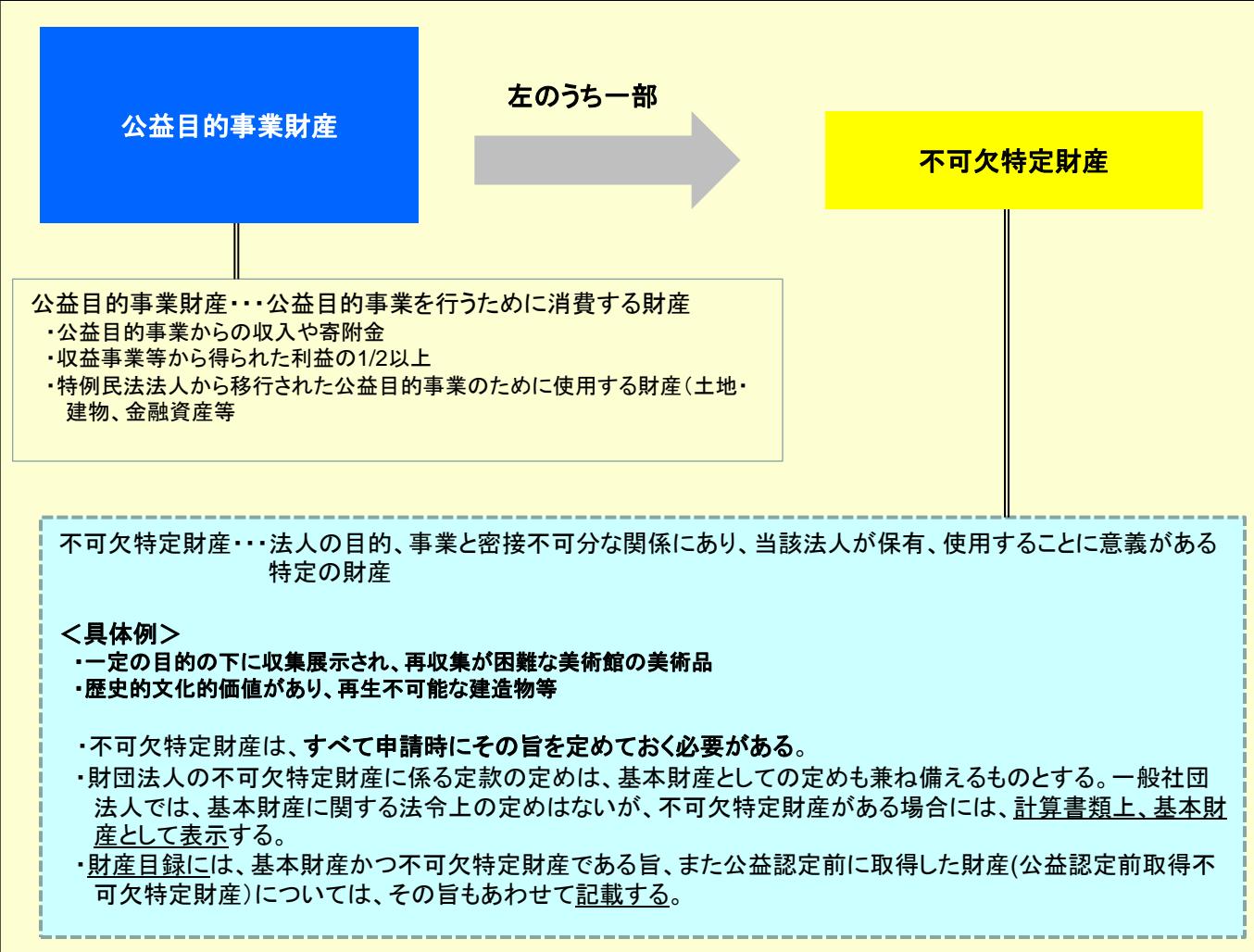


(裏面に続く)



# 公益目的事業財産(認定法5⑯,18)

## 公益目的事業財産と不可欠特定財産の関係



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

### 〈労務等手続〉

例年6月は、各種手続や更新が行われる時期である。労務手続に関する分野でいうと、①社会保険手続として従業員一人一人の標準報酬月額を決定する算定基礎届の準備、②労働保険では年度更新手続、さらに③従業員の給与計算に影響を及ぼす住民税の更新も6月に行われる。また④6月が賞与支給月であれ賞与計算処理と賞与支払届の提出(支給日から5日以内)、⑤源泉所得税に関して納期の特例の適用を受けている法人については、毎年7月20日までに1月～6月までの半年分の源泉所得税を納めるため、納付額の計算も必要となる。これらの手続は煩雑な部分が多く、誤りが非常に起こりやすいため注意が必要である。たとえば給与計算で住民税の更新が反映されておらず、徴収漏れがあった場合には、後で従業員から追加で徴収することになるため、事務手続を行う側としても追加負担が生じる。3月決算法人である公益/一般社団・財団法人においては、総会・評議員会等の準備もあり、未だ一段落とはいかない時期の中ではあるが、漏れのない対応が求められる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。